

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年九月二十八日 教育長 丹羽 恵玲奈

文京区教育委員会

文京区教育委員会規則第十五号

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（平成十二年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第一号中「以上」の下に「（満十八歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者にあつては、年額百五十万円以上）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 令和八年十月一日から令和九年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第七条第二項第一号の規定の適用については、同号中「にある者」とあるのは、「にある者（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和六年十二月文京区条例第五十四号）第二条の規定による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月文京区条例第二十七号）第十一條第二項第一号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を除く。）」とする。